

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	評価書全体	市区町村	市町	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	～都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)が設置され、～	～都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(静岡県の区域内の全市町が加入するものが静岡県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。))が設置され、～	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	評価書全体	後期高齢者医療広域連合	広域連合	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<制度内容>について記載	見出し<制度内容>に「また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))又は「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容> 項番1,資格管理業務について記載	項番1に「※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。」を追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容> 項番2.賦課・収納業務について記載	項番2に「※2:保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容> 項番3.給付業務について記載	項番3に「※3:給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までが記載	項番「4.加入者情報作成」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までが記載	項番「5.副本作成」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までが記載	項番「6.情報照会」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	見出し<事務内容>は項番3までが記載	項番「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」を追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までが記載	項番「4.加入者情報管理業務」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までが記載	項番「5.副本管理業務」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	項番3までが記載	項番「6.情報照会業務」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	記載なし	全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I. 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び後期高齢者医療広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けて管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	I. 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、広域連合内において他の市町に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。	「・さらに、被保険者が広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	I. 基本情報 5. 個人番号の利用 ※	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	「・住民基本台帳法 第30条の9」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 業務全体図	左下の「国保連合会」について枠のみで図示	「国保連合会」の図に標準システム窓口端末を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 1.資格管理業務 (1)被保険者証等の即時交付申請 備考	注脚(※印)を3つ目まで記載	4つ目以降、注脚(※印)を4つ追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 1.資格管理業務 (2)住民基本台帳情報等の取得 備考	注脚(※印)なし	注脚(※印)を4つ追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 2.賦課・収納業務 (1)保険料賦課 備考	注脚(※印)なし	注脚(※印)を1つ追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 2.賦課・収納業務 (2)保険料収納管理 備考	注脚(※印)なし	注脚(※印)を1つ追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 3.給付業務 備考	注脚(※印)なし	注脚(※印)を2つ追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 4.加入者情報作成	記載なし	全図、全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 5.副本作成(記載なし	全図、全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 6.情報照会	記載なし	全図、全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	(別添1)事務の内容 7.地方公共団体情報システム 機構からの個人番号入手	記載なし	全図、全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	II.特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目	「その妥当性」の中で、9項目を記載	3項目目と4項目目の間に「・その他住民票関係 情報:資格管理に関する事務を行うために記録 するもの。」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※	[] 行政機関・独立行政法人等() [] その他()	[○] 行政機関・独立行政法人等(厚生労働大臣、日本年金機構) [○] その他(「医療保険者」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] その他()	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	項番「1.広域連合は市区町村市町から以下の特定個人情報を入手する。」のみを記載	項番「2.地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手」及び項番「3.情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	1.入手に係る根拠において「(1)当広域連合が構成市区町村市町の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠」及び「(2)構成市区町村市町の窓口業務担当部署が市区町村市町内の他の部署から情報を入手する根拠」について記載	入手に係る根拠において「(3)地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠」及び「(4)情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	項番「3.入手方法の妥当性」までを記載	項番「4.情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性」及び項番「5.地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性」を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	項番1のみ記載	項番2を追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	II.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 ※	・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。	「・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。」及び「・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	II.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※	項番「3.給付業務」までを記載	項番「4.情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	II.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の突合 ※	・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行う。 ・同一広域連合内である市区町村市町から他の市区町村市町に転居した場合に、転居先の市区町村市町から入手した住民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。	「・資格認定や給付決定の審査事務に必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者者の申請情報と突合する。」を追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	II.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無 ※	(1)件	(5)件	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	後期高齢者医療広域連合が使用する標準システムのバッチ処理実行等の運用及び、常時安定的に稼働させるための維持管理業務	委託事項5に移動	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1及び①～⑨	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2及び①～⑨	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3及び①～⑨	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4及び①～⑨	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	委託事項1として「後期高齢者医療広域連合が使用する標準システムのバッチ処理実行等の運用及び、常時安定的に稼働させるための維持管理業務」と記載	標準システムの運用及び、安定稼働のための維持管理業務	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員 :被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員 :被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[]提供を行っている()件	[○]提供を行っている(16)件	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1及び①～⑦	記載なし	全文追記	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	見出し<標準システムにおける措置>を記載	見出し<中間サーバーにおける措置>を追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 期間	[定められていない]	[20年以上]	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。	<p><標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管する必要があることとしている。</p> <p><中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。</p>	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	消去しない。	<p><標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉碎する。</p>	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	(別添2)ファイルの内容	宛名番号と被保険者番号によるリンクを記載	被保険者枝番によるリンクを追記 情報提供等記録項目を追記	事前	③事後で足りるものの任意に 事前に提出
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策※(7. リスク1⑨を除く。) 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措 置】について記載	【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策※(7. リスク1⑨を除く。) 2.特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措 置】について記載	【地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置】について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】について記載	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置>について記載</p>	<p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置>について記載</p>	<p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<標準システムにおける措置>について記載	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な管理方法</p>	<標準システムにおける措置>について記載	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ研修を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うことで、情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第47条から第50条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ研修を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うことで、情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合における個人情報保護条例第47条から第50条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 <p><中間サーバーにおける措置>について追記</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3.特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置>において7項目を記載</p>	<p><標準システムにおける措置>で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、操作を行う広域連合の窓口端末を限定して運用することとし、それ以外の広域連合の窓口端末においては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを行わない運用を行う。 ・バックアップファイルは暗号化し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。 <p>の4項目を追記</p> <p><取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<p><広域連合で行う委託業務における措置>について記載</p>	<p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置>について追記</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な制限方法	<広域連合で行う委託業務における措置>について記載	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う委託業務における措置>について記載	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う委託業務における措置>について記載	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う委託業務における措置>について記載	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置>について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4.特定個人情報ファイル取扱いの委託</p> <p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p> <p>規定の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 <p>等を定めるとともに委託先が後期高齢者医療広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の広域連合への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け <p>等を定めるとともに委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保</p> <p>規定の内容</p>	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 <p>また再委託先が後期高齢者医療広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	<p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と再委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・再委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け等。 <p>また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、後期高齢者医療広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ・後期高齢者医療広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが後期高齢者医療広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が後期高齢者医療広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・後期高齢者医療広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ・データ配信先の市区町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準システムサーバーからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ・標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが標準システムサーバーに記録されるため、情報システム管理者が標準システムサーバーの記録を調査することで、操作者個人を特定する。 ・標準システムサーバーが接続するローカルエリアネットワーク及び広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。 ・標準システムサーバーに接続する端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・データ配信先の市町は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの用途は明確である。 	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・後期高齢者医療広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。</p> <p>・配信データと配信先については、自動で配信する仕組みがシステム上担保されており、誤った情報を提供・移転してしまうリスクを軽減している。</p> <p>・後期高齢者医療広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p>	<p>・標準システムサーバーからのデータ配信は、市町の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。</p> <p>・配信データと配信先については、自動で配信する仕組みがシステム上担保されており、誤った情報を提供・移転してしまうリスクを軽減している。</p> <p>・標準システムのサーバーが接続するローカルエリアネットワーク及び広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウイルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。</p> <p>・標準システムサーバーに接続する端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。</p>	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>6.情報提供ネットワークシステムとの接続</p>	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>・後期高齢者医療広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置している。センターへの入退館及びサーバー室への入退館は厳重に管理されており、サーバーの操作を許可された者だけが入館できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退館は、許可された者のみに貸与されるIDカードによるカードキー認証を実施している。</p> <p>・サーバー室への入退館とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、情報セキュリティ責任者(事務局次長)及び情報システム管理者(所管担当室長)が職員等に対して実施する。</p> <p>・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。</p> <p>・停電等によるデータ消失に備え、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。</p>	<p><標準システムサーバー等における措置></p> <p>・標準システムサーバー群はデータセンターに設置している。データセンターへの入退館及びデータセンターのサーバー室への入退館は厳重に管理されており、標準システムサーバーの操作を許可された者だけが入室できる場所にサーバー群を設置している。データセンターのサーバー室への入退館は許可された者のみに貸与されるIDカードによるカードキー認証を実施している。</p> <p>・サーバー室への入退館と運用管理端末の操作に関する権限付与は、広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が職員等に対して実施する。</p> <p>・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。</p> <p>・サーバー機器等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退館記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<標準システムにおける措置>について記載	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>及び<中間サーバーにおける措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p> <p>リスクに対する措置</p>	<標準システムにおける措置>について記載	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順</p>	[定めていない]	[定めている]	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>消去手順</p> <p>手順の内容</p>	<標準システムにおける措置>について記載	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	<p>Ⅲ.特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7.特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	記載なし	全文追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	IV その他のリスク対策 ※ 1. 監査 ② 監査 具体的な内容	<p>情報セキュリティ統括責任者(以下、「統括責任者」という。)は(※1)、後期高齢者医療広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティポリシーの遵守状況について、次のとおり監査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者は定期的に監査を実施する。 ・情報セキュリティの基本的知識及び、情報セキュリティに係る監査の知識等を有する職員等の中から、監査員を統括責任者が指名する。 ・監査員は、監査対象、監査項目等を定めた実施計画書を作成し、実施計画に基づき監査を実施する。 ・監査員は監査結果を統括責任者に報告する。 ・統括責任者は監査報告を踏まえ、指摘のあった事項について改善を指示するとともに、情報セキュリティ対策基準の見直しが必要な場合は、情報セキュリティ委員会(※2)に諮り基本方針及び対策基準を改正する。 ・統括責任者は、監査結果及び改善対応状況について、情報公開・個人情報保護審査会(※3)に報告する。 <p>※1:ここでいう情報セキュリティ統括責任者は、静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則第2条第1項に規定する事務局長のことを指す。</p> <p>※2:ここでいう情報セキュリティ委員会とは、情報セキュリティの確保及び情報セキュリティ対策の内容の向上を、包括的な視点で行うため事務局内に設置される組織であり、事務局長、事務局次長及び各室長で構成される。</p> <p>※3:ここでいう情報公開・個人情報保護審査会とは、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例第1条の規定により設置される機関のことを指す。</p>	<p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>について追記</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	IV.その他のリスク対策 ※ 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ責任者は、職員等の就任時、個人情報保護を含む情報セキュリティについて、新任職員向け研修を実施している。また、就任時以外にも、全職員を対象に自己評価を行い、自己評価の点検結果を反映した職員研修を年1回実施している。 ・委託者に対しては委託契約書において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、委託者の従業員に個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、情報セキュリティポリシーを遵守することを確約させている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上違反行為重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>について追記	事前	①重要な変更
平成29年2月1日	IV.その他のリスク対策 ※ 2.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ責任者は、職員等の就任時、個人情報保護を含む情報セキュリティについて、新任職員向け研修を実施している。また、就任時以外にも、全職員を対象に自己評価を行い、自己評価の点検結果を反映した職員研修を年1回実施している。 ・委託者に対しては委託契約書において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、委託者の従業員に個人情報の保護に関する誓約書を提出させ、情報セキュリティポリシーを遵守することを確約させている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上違反行為重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 	<取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置>について追記	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月20日	I 基本情報 7評価実施機関における担当部署 ②所属長	事務局長 繁田 昌宏	事務局長 鈴木 健士	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
平成29年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイルの内容	後期高齢者医療関連情報ファイル <資格関連情報> 住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登録情報、混合世帯情報、障害認定申請情報、負担区分判定対象情報、個人異動情報、適用除外者情報 被保険者、被保険者世代管理、被保険者履歴、老人保健情報、負担区分根拠情報、基準収入額申請世帯情報、負担区分一時記憶WK、個人情報変更履歴情報、負担区分判定登録抑止対象情報、扶養控除候補者情報、マイナンバー設定候補者WK	「国保住所地特例者情報」を追記。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
平成29年12月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイルの内容	後期高齢者医療関連情報ファイル <給付関連情報> 給付記録管理、高額療養費支給、葬祭費(その他支給)、高額療養費支給管理、特別療養費支給、口座 給付制限個人管理、給付制限レセプト管理、高額療養費清算管理、エラーレセプト、支給管理、高額該当管理、再審査レセプト、当月レセプト、療養費支給 被保険者月別資格日数、レセプト負担区分管理、高額介護合算療養費等支給申請書情報、自己負担額証明情報、高額療養費特別支給金支給管理、特定疾患連絡対象者管理、突合レセプト増減情報、突合査定結果情報、後発医薬品差額通知送付情報、給付制限追加情報、一定点数超過管理セットアップ、一定点数超過管理	「第三者行為求償連携管理」を追記。	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	<p>I. 基本情報</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p><略></p> <p>(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条</p> <p><略></p>	番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令に、第22条の2、第24条の2、第31条の2を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>I. 基本情報</p> <p>7. 評価実施機関における担当部署</p> <p>②所属長の役職名</p>	事務局長 鈴木 健士	事務局長	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>II. 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(別添2)ファイルの内容</p>	<p>後期高齢者医療関連情報ファイル(宛名番号に紐づく情報)</p> <p><資格関連情報></p> <p>住民基本台帳情報、外国人登録情報、住登外登録情報、混合世帯情報、障害認定申請情報、負担区分判定対象情報、個人異動情報、適用除外者情報、被保険者、被保険者世代管理、被保険者履歴、老人保健情報、負担区分根拠情報、基準収入額申請世帯情報、負担区分一時記憶WK、個人情報変更履歴情報、負担区分判定登録抑止対象情報、扶養控除候補者情報、マイナンバー設定候補者WK、国保住所地特例者情報</p>	住民基本台帳情報(清音化)、外国人登録情報(清音化)、住登外登録情報(清音化)を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>II. 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(別添2)ファイルの内容</p>	<p>後期高齢者医療関連情報ファイル(宛名番号に紐づく情報、被保険者番号に紐づく情報)</p> <p><賦課・収納関連情報></p> <p>賦課世帯管理、所得情報、資格異動ログ</p>	減額対象所得判定情報管理を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイルの内容	後期高齢者医療関連情報ファイル(宛名番号に紐づく情報)、情報提供等記録項目 <共通情報> 稼働ログ管理	選択履歴、メモ管理を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)ファイルの内容	後期高齢者医療関連情報ファイル(被保険者番号に紐づく情報) <資格関連情報> 障害認定申請情報、個人異動情報、適用除外者情報、被保険者、被保険者世代管理、被保険者履歴、証発行管理、送付先情報、負担区分世帯番号情報、負担区分根拠情報、一部負担金減免申請情報、標準負担額減額認定情報、標準負担額減額入院情報、特定疾病認定申請情報、負担区分一時記憶WK、過去被保険者番号情報、加入保険者情報、被扶養者障害特定疾病証明書情報、個人情報変更履歴情報、短期証資格証候補者情報、追加情報該当者、参照用負担区分情報、扶養控除候補者情報、限度額適用申請情報	被保険者(清音化)、被保険者履歴(清音化)を追記。	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<標準システムにおける措置> ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、手のひらの静脈を読み取る生体認証によるユーザー認証を実施する。 <略> <取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置> <略> ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 <略>	<標準システムにおける措置> ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザー認証を実施する。なお、標準システムに接続する端末にログインするためには事務取扱担当者毎のユーザIDとログイン認証をするための生体情報が必要となる。 <略> <取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置> <略> ・パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <略>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の発効・失効の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。</p> <p>・パスワードの最長有効期限を定めている。</p> <p><略></p>	<p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><略></p> <p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</p> <p><略></p>	<p><略></p> <p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>特定個人情報の使用の記録</p> <p>具体的な方法</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p> <p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置></p> <p>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><略></p> <p><取りまとめ機関が定める広域連合の運用における措置></p> <p>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらぬもの
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらぬもの
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p> <p>具体的な制限方法</p>	<p><略></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。</p>	<p><略></p> <p><取りまとめ機関で行う委託業務における措置></p> <p><略></p> <p>・パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらぬもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う委託業務における措置> <略> ・さらに、広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <略>	<広域連合で行う委託業務における措置> <略> ・さらに、広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <略>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<広域連合で行う委託業務における措置> <略> ・さらに、広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <略>	<広域連合で行う委託業務における措置> <略> ・さらに、広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。 <略>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> 標準システムサーバーにおいて副本データを作成する際には、標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが標準システムサーバーに記録されるため、情報システム管理者が標準システムサーバーの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、広域連合の情報セキュリティ対策基準に従い、一定期間保存する。 また、広域連合の個人情報保護条例第11条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定め ている。 情報システム管理者は標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 <略></p>	<p><標準システムにおける措置> 標準システムサーバーにおいて副本データを作成する際には、標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが標準システムサーバーに記録されるため、情報システム管理者が標準システムサーバーの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、広域連合の情報セキュリティ対策基準に従い、一定期間保存する。 また、広域連合の個人情報保護条例第11条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定め ている。 情報システム管理者は標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 <略></p>	事後	<p>特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> 標準システムサーバーにおいて副本データを作成する際には、標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが標準システムサーバーに記録されるため、情報システム管理者が標準システムサーバーの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、広域連合の情報セキュリティ対策基準に従い、一定期間保存する。また、広域連合の個人情報保護条例第11条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。情報システム管理者は標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。 なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 <略></p>	<p><標準システムにおける措置> 標準システムサーバーにおいて副本データを作成する際には、標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが標準システムサーバーに記録されるため、情報システム管理者が標準システムサーバーの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、広域連合の情報セキュリティ対策基準に従い、一定期間保存する。また、広域連合の個人情報保護条例第11条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。情報システム管理者は標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない仕組みとなっている。 <略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
令和1年6月21日	<p>Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く。)</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><略> 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 <略> (2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 <略></p>	<p><略> 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 <略> (2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 <略></p>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IV その他のリスク対策 ※ 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<略> ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、 <略>	<略> ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報システム管理者が委託事業者に対してセキュリティポリシー等のうち委託事業者が遵守すべき内容及びその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 <略>	事後	特定個人情報保護評価指針別表(第6の2(2)関係)に記載のない項目のため重要な変更にあたらないもの
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能 4. 加入者情報管理業務	(1)加入者情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手し、広域連合の窓口端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムサーバーに送信する。 標準システムサーバーはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。 <略>	(1)加入者情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (以下「統合専用端末連携」という。) ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。 (以下「サーバー間連携」という。) (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムサーバーに送信する。 標準システムサーバーはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。 <略>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>②システムの機能</p> <p>5.副本管理業務</p>	<p>(1)資格情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p>(2)葬祭費情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p>(3)高額介護合算療養費情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p>	<p>(1)資格情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</p> <p>(2)葬祭費情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</p> <p>(3)高額介護合算療養費情報作成 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</p>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	<p>I 基本情報</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム</p> <p>②システムの機能</p> <p>6.情報照会業務</p>	<p>(1)情報照会要求 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。</p> <p>(2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを手し、広域連合の窓口端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムサーバーへ送信する。 <略></p>	<p>(1)情報照会要求 <略> 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムサーバーから取得し、統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。</p> <p>(2)情報照会結果取込 統合専用端末連携又はサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムサーバーへ送信する。 <略></p>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条 <略>	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <略>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 ※ (別添1)事務の内容	<業務全体図> <4. 加入者情報作成> <5. 副本作成> <6. 情報照会>	サーバー間連携を実施することに伴う修正、追記	事前	①重要な変更
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 4.情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性	・広域連合は番号法別表第二項番80及び項番81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入力する。 <略>	・広域連合は番号法別表第二項番80及び項番81の規定に基づき、統合専用端末連携又はサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入力する。 <略>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p> <p>アクセス権限の管理</p> <p>具体的な管理方法</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><略></p>	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許可された事務／事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p><略></p> <p>・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><略></p> <p>・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。</p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>3. 特定個人情報の使用</p> <p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置> <略></p> <p>・標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)(※3)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</p> <p>・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して広域連合の職員がファイル出力(ダウンロード)(※3)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</p> <p>※3: 統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	<p><標準システムにおける措置> <略></p> <p>・標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※3)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</p> <p>・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※3)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</p> <p>※3: ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。</p>	事前	①重要な変更
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <p>情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。</p> <p><略></p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。</p> <p><略></p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムサーバーは広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準システムサーバーと広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 <p><略></p>	<p><標準システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システムサーバーは広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・標準システムサーバーと広域連合、市町、静岡県国民健康保険団体連合会の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。 <p><略></p>	事前	①重要な変更
	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <p><略></p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p><略></p>	<p><統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <p><略></p> <p><中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。 <p>情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p><略></p>	事前	①重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※ 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容			事前	①重要な変更